

○猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱

平成24年4月27日

要綱第15号

改正 平成26年3月31日要綱第13号

平成31年3月31日要綱第13号

令和2年3月31日要綱第17号

令和3年7月1日要綱第65号

令和5年3月31日要綱第22号

(目的)

第1条 この要綱は、平時には地域や企業での防災対策及び地域での啓発活動などを、被災時には公的援助が行われるまで、地域のリーダーとして人命救助とともに被害を最小限に抑える取り組みや避難所の運営などに助力できる住民を養成するため、日本防災士機構が認定する防災士（以下「防災士」という。）の資格取得事業（以下「支援事業」という。）に係る経費の一部を助成することにより、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱において助成の対象となる者は、猪名川町内に在住し、地域貢献を行う者で、在住する地域の防災関係団体（自主防災会、まちづくり協議会など）から推薦を受け、受講後に推薦を受けた地域の防災関係団体の各種防災活動に協力する者とする。

(助成の内容)

第3条 町長は、前条の対象者に対し、支援事業に必要な経費の一部を予算の範囲において助成するものとする。

(対象経費)

第4条 この助成の対象となる経費は、次に掲げる経費とし、20,000円を限度とする。

- (1) 防災士試験受験料
- (2) 日本防災士機構への登録料
- (3) 防災士試験用テキスト料
- (4) 当該支援事業に要した交通費及び宿泊費
- (5) その他、資格取得に必要な経費であり、町長が必要と認めるもの

(助成金の交付申請)

第5条 この事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業申請書兼推薦書（様式第1号）を町長に提出するもの

とする。この場合において、兵庫県が実施するひょうご防災リーダー講座を受講しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 町長は、前条前段の規定する申請を受理したときは、第2条の規定に適合するかを審査し、助成金の交付の適否を決定する。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、猪名川町防災士資格取得に係る助成金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定したときは、猪名川町防災士資格取得に係る助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

3 町長は、助成金の交付を決定する場合において、当該助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 申請者は、当該支援事業が完了したときは、速やかに猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 対象講座を修了したことを証する書面の写し

(2) 日本防災士機構に防災士として登録されたことを証する書面の写し

(3) 当該支援事業に要した経費の領収を証明する書類の写し

2 申請者は、防災士登録を行った日から1月以内の実績報告書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると町長が認めたときは、この限りでない。

(助成金額の確定)

第8条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その報告に係る支援事業等の成果が、助成金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該申請者に猪名川町防災士資格取得に係る助成金交付確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、猪名川町防災士資格取得に係る助成金交付請求書(様式第6号)に前条の確定通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく請求があったときは、助成金を交付するものとする。

(助成金の決定の取消し等)

第10条 町長は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を当該支援事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 支援事業の申請内容等を町長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (4) 支援事業等に関して、詐欺その他不正行為を行ったとき。
- (5) その他法令、条例若しくはこの要綱又はこれらに基づき町長が行った指示に違反したとき。

2 前項の規定は、支援事業等について交付すべき交付金等の額の確定があった場合においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第11条 町長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、支援事業等の当該助成金が既に交付されているときは、申請者に対して期限を定めて、助成金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の備付け)

第12条 支援事業に係る庶務は、企画総務部生活安全課において処理することとし、当該支援事業等にかかる収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類を備付け、当該事業完了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日要綱第13号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月31日要綱第13号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日要綱第17号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月1日要綱第65号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月31日要綱第22号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

住.....所.....猪名川町.....

申請者氏名.....

電話番号.....

猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業申請書兼推薦書

猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援を受けたいので、猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

推薦組織名

猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱第 2 条の規定により上記の申請者を推薦いたします。

推薦者の職・氏名.....

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町防災士資格取得に係る助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援については、猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 交付の決定額円

備考： 偽りその他不正の手段により助成金を受けたときは、助成金の一部又は全部を返還してもらいます。

様式第 3 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町防災士資格取得に係る助成金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援については、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

理由

様式第 4 号(第 7 条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

住 所 猪名川町.....

申請者氏名.....

電話番号.....

猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実績報告書

年 月 日付第 号で助成金の交付決定があった補助事業等を下記のとおり実施したので、猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱第 8 条の規定により、下記のとおり報告します。

同要綱第 10 条に基づき、推薦を受けた組織において、防災士としての知識を生かし、地域のリーダーとして地域防災力の向上に努め、町長が推薦を受けた団体にわたしの住所・氏名・電話番号について情報提供することを了承します。

記

1. 研修講座受講期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2. 推薦組織名

3. 添付書類

- ・ ひょうご防災リーダー講座修了証明書の写し
- ・ 防災士認証状および防災士証それぞれの写し
- ・ 補助経費の領収を証明する書類の写し

様式第 5 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

猪名川町長

猪名川町防災士資格取得に係る助成金交付確定通知書

さきに提出のあった猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実績報告書を審査した結果、適正と認め、猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱第 9 条にもとづき、補助金等の額を下記のとおり確定したので、通知します。

記

1. 交付確定額円

様式第 6 号(第 9 条関係)

年 月 日

猪名川町長 様

住.....所.....猪名川町.....

申請者氏名.....印.....

電話番号.....

猪名川町防災士資格取得に係る助成金交付請求書

猪名川町防災士資格取得に係る助成金等支援事業実施要綱第 10 条の規定により、次のとおり請求します。

記

1. 請求額円

2. 助成金の振込先

金融機関	銀行	支店
(預金種別)口座番号	()	
フリガナ 口座名義		

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)